令和９年度
保育所等入所児童の受付案内について

令和９年度（４月１日～７月１日までの期間で入所希望される方）の「たんぽぽこども園」「安楽城保育所」「釜渕保育所」「キッズハウス」の入園・入所申請を下記のとおり受け付けます。

【新規の入園・入所を希望する方】 保育所等を利用する場合、入園・入所の決定の前に、**教育・保育給付認定**（利用のための認定）を受ける必要があります。施設の利用を希望される保護者の方は、下記の申請受付期間中に申請書類の提出が必要です。**まずは、下記お問い合わせ先までお電話にてご相談ください。**

【１．保育施設 】

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢
公立	安楽城保育所	大字大沢 814-14	63-2135	２歳～ ※状況により満１歳６ヶ月を迎えた翌月から可（ご相談ください）
	釜渕保育所	大字釜渕 383-16	65-2813	
私立	たんぽぽこども園	大字新町 376-2	62-4158	満８ヶ月を迎えた翌月～
	キッズハウス	大字平岡字片杉野 1692-13	62-3433	満２ヶ月月を迎えた翌月～

【２．申請受付期間 】

令和８年 11 月２日(月)～令和８年 11 月 30 日(月) **※土日祝日を除く**

【３．申請書等の交付・提出場所 】 教育課（庁舎２階）

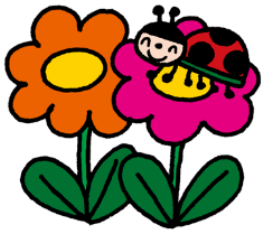
※ 入園・入所の決定は先着順ではありません。

※ 給付認定の申請書の「交付」は 10 月 26 日から開始し、「提出」は 11 月２日から受付いたします。

※ 交付・受付にあたり、説明のお時間を頂きます。お子さんとご一緒に来庁される方は、子育て支援センターで説明を受けることができますので、ご希望の方は下記まで、事前にご連絡ください。

【４．認定結果 及び 入園・入所決定通知 】

申込内容について、裏面の「保育の必要性の基準」に基づき審査し、１月中旬を目途に保護者へ認定結果を通知します。その後、各施設より入園・入所決定結果とともに、入園・入所説明会の開催案内を送付します。定員等により施設の利用調整が必要な場合は、決定が遅くなる場合があります。



【５．利用者負担額（保育料）】

保育料は町の独自施策で令和６年度から無償となっておりますが、所得の階層を定める必要があるため、利用者負担の決定通知を、４月中旬を目途に送付いたします。

【届出保育施設や町外の保育所の入園・入所を新たに希望する方】
市町村との調整が必要になりますので、下記お問い合わせ先までお電話にてご相談ください

お問い合わせ　教育課子育て支援係　TEL　62－2223

【 保育の必要性の基準 】

区分	内容	利用にあたり 提出が必要な書類等	教育・保育給付認定の区分 （認定期間）
就労	保護者が家庭の内外で家事を離れて仕事をすることを常態とするため、児童の保育ができない場合	就労（予定）証明書	就労時間により、保育標準時間または保育短時間
妊娠・出産	保護者が出産の前後のため、児童の保育ができない場合	出産予定児童の 母子健康手帳の写し	原則　保育標準時間 （出産予定日の前後8週間ずつ）
育児休業	**新規の入園・入所はできません** **ただし、育児休業を取得する前に既に入園・入所している児童については、児童の環境の変化を考慮し、継続利用を可能としますが、右記のとおり認定時間の変更が必要です**	育児休業中における保育の継続利用申請書、育児休業の取得状況を証明するもの（就労証明書等）	**●3～5歳児** たんぽぽこども園→教育標準時間 保育所→保育短時間 **●0～2歳児** 全施設→保育短時間 （育休取得期間）
疾病・障がい	保護者が病気・負傷・心身に障がいがあることで、児童の保育ができない場合	診断書または身体障害者手帳等の写し	要問合せ
介護・看護・付添等	家庭に介護が必要な方や心身に障がいのある方がおり、常時、保護者が介護・看護・通院付添いにあたっているため、児童の保育ができない場合	・診断書または身体障害者手帳等の写し ・スケジュール申告書	要問合せ
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害により家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	罹災証明書または スケジュール申告書等	要問合せ
求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っており、児童の保育ができない場合	スケジュール申告書 【場合により】 求職活動状況を証明するもの、面談等	保育短時間 （認定開始日から最長 90 日間（3 か月間））
就学	保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童の保育ができない場合	・在学証明書等 ・スケジュール申告書等	就学時間により、保育短時間または保育標準時間
虐待等	虐待等により保育が必要であると認められた場合	要問合せ	要問合せ
その他	上記に類する状態として認められる場合	要問合せ	要問合せ

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

※既に入園・入所している方は、世帯状況に変更があった場合（保護者の離婚・結婚、生活保護摘要、家族の身体障害者手帳等の取得など）も、認定内容変更の届出が必要となります。

※認定の変更は、原則、認定内容に変更の事実があった日が属する月の翌月からの変更となります（月の初日に変更があった場合は、その月からの変更となります）。



お問い合わせ　　教育課子育て支援係　TEL　62－2223